

重要文化財

京都府庁旧本館



京都府庁旧本館は日露戦争最中の明治37年（1904）に竣工しました。百周年を迎えた平成16年（2004）に重要文化財に指定されたのを受け、京都府庁旧本館利活用検討委員会を設置。高い歴史的かつ文化的価値を有する旧本館を後世にわたって保存していくとともに、「府民に開かれた府庁のシンボル」としての今後の利活用のあり方について検討が重ねられ、「京都府庁旧本館 今後の利活用のあり方」報告書が取りまとめられました。

報告書で示された旧本館の「利活用」や「修復・整備」のプロセスそのものを府民に開かれたものとしていくため、府民協働プラットフォーム組織「府庁旧本館利活用応援ネット」が平成20年10月に発足。旧本館に関心を持つ多様なNPOやボランティア、大学、企業等の参画を得て、様々な利活用事業を展開するとともに、専門家も交えて修復整備の研究を進めてきました。

こうした活動が実を結び、最も大きな目標の一つであった旧議場の復原等に着手することが決定され、平成26年11月には、創建時の姿に蘇った旧議場で竣工110周年記念事業を実施することができました。

この冊子は、平成29年1月で府庁旧本館利活用応援ネットの月例会が通算100回目を迎えたことを節目に、旧議場の復原等に至る軌跡を振り返るとともに、府民協働によるこれまでの活動と、これからの課題をまとめたものです。

府庁旧本館利活用応援ネット

代表 金井 萬造



京都府庁旧本館の軌跡及び 文化財的価値について

京都府教育庁文化財保護課副主査

竹下弘展



旧本館の建設の背景

京都府は、当地におかれた京都裁判所を改めて慶応4年（1868）潤4月29日に開庁されて以来、今年で149年を迎えます。明治4年（1871）に一旦二条城内に移転し、同18年（1885）に再び当地に戻りましたが、その際の庁舎は、同6年（1873）に建てた京都府中学校の校舎を利用し、中央の正堂を

正庁に、周囲の教室棟を各課事務室に割り当てたものであり、議事堂もない不便なものでした。そのため、早くから新庁舎建設が切望されました。

当時の府県庁舎の建築

明治初期の府県庁舎は、藩庁舎をモデルにしたものを出発点とし、庁舎の規模や標準平面等を定めた「県庁建坪規則」〔明治4年（1871）〕等の施行を経

て、次第に地方行政の近代化を反映したものとなりました。

明治中期になると、行政事務の整備・拡大と細分化及び議会の地位向上という地方行政の変化がありました。また、体系的な西洋建築を学んだ建築家・建築技術者が育つとともに、西洋建築に関する知識量の増大という建築界の変化もみられました。このような状況下において府県庁舎には、庁舎機能の拡大と複雑化に対処し得る平面計画、議事堂と庁舎との一体化、正統的な西洋建築の意匠が求められました。明治27年（1894）に竣工した東京府庁舎（現存せず）は上記課題を極めて総合的に解決したもので、以後の兵庫県庁舎〔現兵庫県公館、登録有形文化財、明治35年（190



京都府中学校利用時の京都府庁
釜座通から見た姿です。*

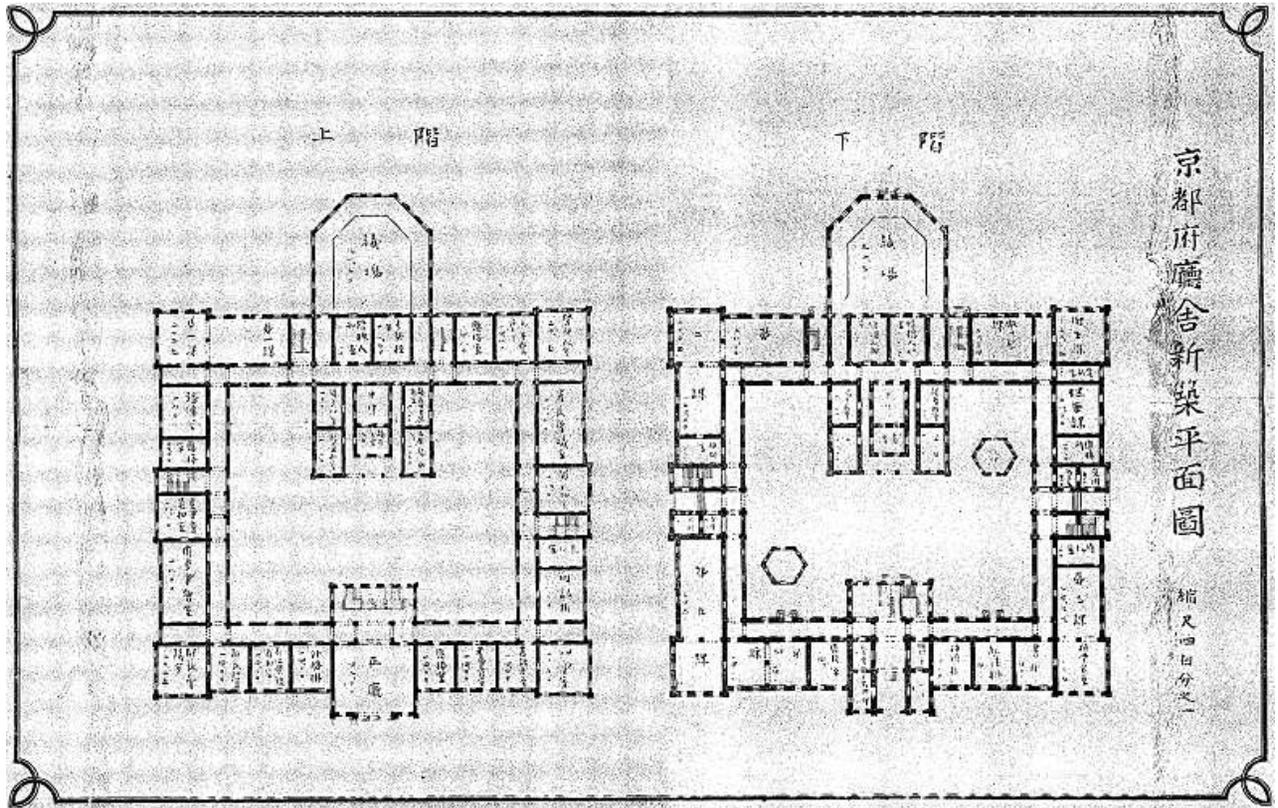


京都府中学校 正堂
府庁舎では正庁としました。*



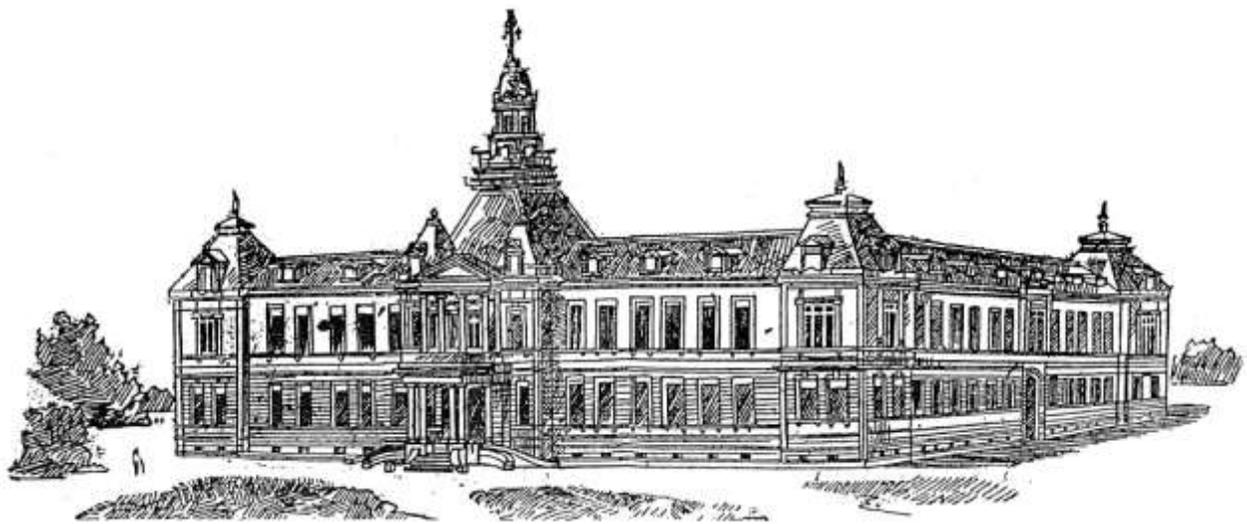
京都府中学校 教室
府庁舎では各課事務室としました。*

* 写真提供 京都府立京都学・歴史館「京の記憶アーカイブ」



「京都府庁舎新築平面図」

計画図であり、「議場」とその前面に張り出す「議員控室」や外便所が現状とは大きく異なります。京都府には、このようないくつかの計画図が残されています。



大阪朝日新聞（明治三十五年七月廿五日）

「京都府庁（新築地鎮祭）」と題した記事の挿絵では、記者の思い込みか、正庁上部に塔を描き、全体を東京府庁舎に似せます。

2)」、そして京都府庁舎に受け継がれたのです。

旧本館の建設

京都府新庁舎建設計画は、漸く明治32年（1899）になり立案し府議会に提出したものの、災害復旧等を優先させるため一旦否決となり、その翌年になつて成立をみました。それを受け、明治34年（1901）4月1日に内務部第二課（土木）に府庁舎建設を担当する建築係が設置されました。

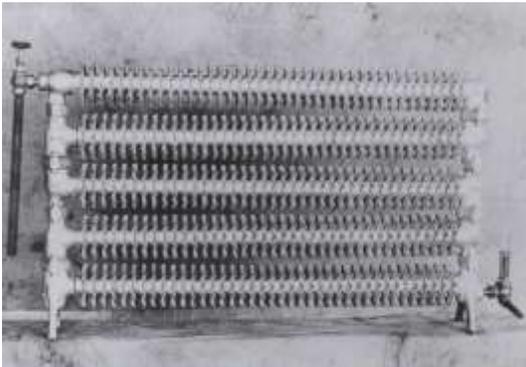
明治34年（1901）9月に京都では初めての事例と推察されるボーリン



竣工時の旧本館*



竣工時に撮影された記念写真*



全館に設置された暖房用のラジエーター*

グ調査を実施した後、11月9日に起工し、翌35年（1902）7月25日地鎮祭が挙行され、明治37年（1904）12月20日に竣工したのが、現在の旧本館です。

旧本館の文化財的価値

旧本館は、石と煉瓦を混用した組積造で、小屋組を木造とし、屋根を天然スレート（粘板岩）葺とします。

全体は、中庭をもつ口字型とし、外側に大小諸室を配し中庭側に廊下を廻します。正面中央に車寄を設け、入口とな

る玄関の奥に大階段を置き、2階正面中央及び四隅に主要諸室を配置します。背面には議事堂を突出し、議事堂を囲む柱廊の北側に車寄を設けます。以上のように、行政諸室を極めて整然と配置しており、また議事堂と一体化した庁舎として、完成された平面を持ちます。

外観は、ルネッサンス様式を主にその他を折衷したものとします。特に正面中央部の車寄とその上部にある三角形のペディメントを構える大屋根を中心として、大小の屋根窓を設けながら左右両翼に対称に張り出す姿は、旧本館を特徴付けるものです。

内部は、玄関から大階段にかけて、美麗な大理石を豊富に使用し精巧な彫刻を飾ります。また、主要諸室では、扉や天井廻りに充実した意匠を持つとともに、随所にそれまでの日本建築の手法もみせます。さらに、議事堂は、正面にある議長席と理事者席に対向して議員席を半円形に配置し、2階柱廊を傍聴席にあてるなど、意匠と機能がよく合致します。

その他に、全国でも珍しく、別に設けたボイラー室から蒸気を送る所謂セントラルヒーティング方式による暖房設



京都府庁旧本館 正面全景
正面中央に特に意匠が凝らされています。



背面全景
手前（北側）に突出するのが議事堂です。



玄関広間から大階段を望む
左手には旧本館を紹介するコーナーを設けています。



備が、全館に取り付けられています。

旧本館が竣工した際に大森鐘一知事は、「現今府県庁の建築としては、東京、京都、兵庫の二府一県なるが、吾輩が観る処によれば新式なるだけの点に於いて京都は遙かに東京、兵庫を凌駕し、全国第一として誇るに足るべし」と談話しており、当時府県庁舎建築の教科書的存在として全国から見学者が絶えなかつたと言われています。

このように旧本館は、明治中期における日本人建築家の設計による本格的西洋建築のひとつであり、一つの到達点を示す建物として重要です。また、議事堂

を一体化した府県庁舎建築の典型であり、以降の模範とされたことから、歴史的意義は広く認められます。さらに、

明治期以前に建った府県庁舎は現在ほとんど失われたか、あるいは移築され別の用途にあてられたかのどちらかである中において、建設当初の姿を損なうことなく、それが現役の施設である点でも、大きな価値があります。

旧本館は、昭和58年4月15日に新たに施行された京都府文化財保護条例で第1号の京都府指定有形文化財となり、その後平成16年12月10日付けで重要文化財に指定されました。

旧本館の設計施工者たち

明治34年（1901）4月1日に設置された内務部第二課建築係では、建築設計及び工事監督に久留正道、工事設計者に松室重光、一井九平らが任命されました。また、工事は分離発注とし、木工事の多くを三上吉兵衛が請け負いました。

工事監督の久留正道は、明治14年（1881）工部大学校造家学科を卒業し、文部省に入省後は、明治20年代の高等教育機関の整備に従事したほか、京都帝

国大学創立時には建築工事を統括し、明治28年(1895)第4回内国博覧会(於京都)、同36年(1903)第5回内国博覧会(於大阪)の施設計画を担いました。

設計者の松室重光は、明治30年(1897)帝国大学工科大学造家学科を卒業し、大学院に在籍のまま京都市の嘱託技師に任用され、翌年6月京都府技師に採用されました。明治30年(1897)に始まった古社寺保存法による文化財建造物の保存事業を担当し、大徳寺唐門「国宝、桃山時代」や清水寺本堂「国宝、寛永10年(1633)」の監督技師を務める一方、明治32年(1899)には26歳の若さで府庁舎計画に携わります。旧武徳殿「重要文化財、明治32年(1899)」や京都ハリストス正教会「京都市指定有形文化財、明治36年(1903)」の設計者としても知られます。

一井九平は、工手学校(現在の工学院大学)造家学科を卒業し、大蔵省臨時葉煙草取扱所建築部技手を経て、明治35年(1902)前後に京都府に赴任しました。当初は嘱託の身分だったと思われませんが、明治39年(1906)に技手となり、同43年(1910)に技師に昇任し

ました。昭和4年(1929)竣工の丹後震災記念館「京都府指定有形文化財」や峰山小学校の設計なども手掛けました。

三上吉兵衛は、天保10年(1839)頃から大工業を営み代々「吉兵衛」を世襲してきた家柄で、旧本館建設で活躍したのは4代目吉右衛門と、5代目伊之助です。4代目吉右衛門は、早い時期から煉瓦造など新種の材料や構造物も意欲的に手掛けており、同志社礼拝堂「重要文化財、明治19年(1886)」や同志社有終館「重要文化財、明治20年(1887)」などでも棟梁を務めたほか、明治35年(1902)に設立した京都府土木建築請負業組合の組合長に就任しました。また、5代目伊之助は、明治28年(1895)に平安神宮蒼龍楼及び白虎楼で4代目のもと責任者としてやり遂げたと伝わり、旧本館建設時の実質的な棟梁になります。

その他に、「日本の洋家具の父」と称される東京の杉田幸五郎が主要家具を製作納入し、「煙草王」と呼ばれた村井吉兵衛がその一部を寄附しました。また、中庭の設計は、明治から大正期を代表する作庭師であり、平安神宮神苑(名

勝庭園)や無隣庵庭園(名勝庭園)を手掛けた7代目小川治兵衛が担いました。

重要文化財京都府庁旧本館旧議場 修復整備工事について

一般財団法人建築研究協会 主席研究員

野々部万美恵

1. はじめに

京都府庁旧本館は、明治34年(1901)11月に起工し同37年(1904)12月に竣工した洋風建築庁舎です。構造は、煉瓦造一部石造2階建てで、昭和58年(1983)4月に京都府指定有形文化財(建造物)の第1号に指定され、その後、平成16年(2004)12月に重要文化財(建造物)に指定されました。現在も、一部を行政執務室としているほか、講演会や展示イベント等に利用するなど幅広く活用されている現役庁舎として、日本最古とされています。

旧議場は、旧本館のなかの一部であり

ながら、行政施設の北奥に張り出した独立したような間取りになっており、外観も旧議場だけ別に屋根をかけて、別棟に見えるような造りになっています。

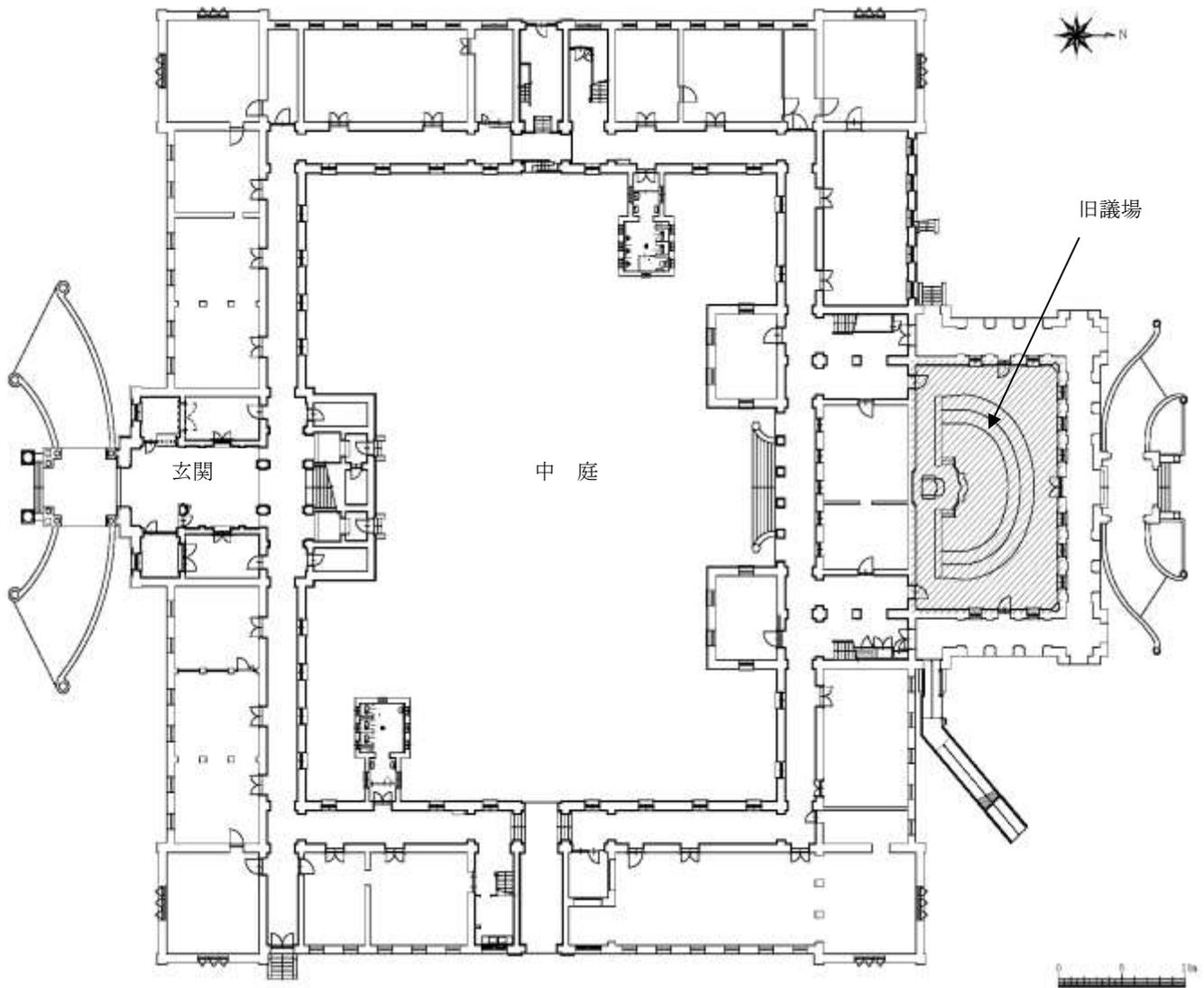
昭和44年(1969)に新しい議会棟が完成し、議場としての役目を終えてからは、倉庫や府政情報センターに利用されてきました。しかし近年は室内や設備など全般に老朽化が見られるうえ、利用形態に合わせて床などの仮設が施され、建設時の議場の家具は仮設パーティションで隠され、往時の空間とは全く別物になっていました。

平成26年(2014)が旧本館竣工10周年を迎えるにあたり、その記念事

業の一環として、旧議場の修復工事が決まり、工事は110周年記念事業を挟んで2期に分けて発注されました。

1期目は平成25年8月から26年10月の工程で、主に内装の修復工事と議員席の復旧等を行ない、2期目は平成27年7月から28年3月の工程で、シャンデリアや、内装の飾りカーテン、傍聴席の家具の復旧とカーペットを新調しました。

ここでは、2章で旧本館と旧議場の概要、3章以降で、この2期に亘る旧議場修復整備の設計監理業務の一部を御報告します。



旧本館 1階平面図（現況）

2. 京都府庁旧本館の概要

(1) 旧本館建設時の時代背景

京都府庁旧本館が建設された時期は、維新後新政府の行政制度が軌道に乗り、新しい時代の要請に対応する規模内容の庁舎や議場が全国的に必要となり、各地で洋風意匠の庁舎建設が相次ぎました。京都府は、中学校舎の転用で議場もない状態が続いていたため、庁舎建設は喫緊の課題でした。新築案は、明治32年（1899）12月工費約42万円で立案し府会上程されますが、舞鶴鎮守府設置に伴う新市街建設費や丹波水害復旧費が緊急を要するとして否決され、翌年大幅減額した修正案が可決されるというスタートでした。

しかし京都府庁舎はその当時最先端だった兵庫県庁舎を参考にしながらも、行政と議会の機能をひとつの建物にまとめた新しい庁舎建築の一スタイルを確立し、以降の庁舎建築の規範となりました。

(2) 京都府庁旧本館の概要

主体構造は煉瓦造で、正面車寄せは石造、小屋組は木造トラスです。規模は、

二階建て一部地下室が付き、建築面積は2822㎡、屋根は天然スレート葺、一部が銅板瓦棒葺です。

平面構成は、全体を口の字型にし中庭を設け、廊下は中庭側に寄せて廻廊となつています。正面(南面)中央の車寄せから玄関を入ったロビーの奥に、中庭に突き出して大階段を設け、2階に上がった中央(玄関上部)に「正庁」を、他に南面と張り出した四隅に「応接室」「知事室」「貴賓応接室」など設えのグレードが高い重要室を配しています。議場は、背面(北面)に付け足すように突き出して配置し、議場三方を囲むアーケードの北にも、専用の車寄せを設けてあります。議場内部は2層分吹き抜けとし、アーケードの2階部分が傍聴席になっています。外観意匠は、ルネッサンス様式を基本とし、マンサード屋根を用いるなど一部ネオ・バロック的要素を加味しています。正面中央部は一段高い大角型マンサード屋根を架け、鉤型に張り出した四隅には角型マンサード屋根、議場も別にマンサード屋根を架け、先にも述べたように、棟続きながら一見独立棟の扱いとなつています。外壁材料は擬石モルタルで仕上げ、腰や柱型など要所に花崗岩を用

いています。当初は石張りの設計でしたが、減額修正案で擬石モルタルになったといわれています。

日本館内部は、壁・天井とも漆喰塗りを基本とし、玄関廻りの床や腰には花崗岩、鏡板や階段手摺に大理石を用いています。各室は用途により設えのグレードが異なり、重要室は腰板張りや天井を格天井または折上げ小組格天井とし、知事室や応接室などには暖炉も設けられています。漆喰及び木造で造られた彫刻には、アカンサスやリボンなどをモチーフにしたものが多く見られ、この建物における一貫したデコレーションのテーマが見えます。

設備で特筆すべきひとつは暖房で、現在は無くなっていますが別棟のボイラー室を設け、恐らく暗渠にした配管で蒸気を送り、各室にスチームラジエーターを設置していました。そのため床下、天井裏にはスチーム用配管が巡らされています。電気も送電されており、議場にはシャンデリアが5台設置されていたことが竣工当時の写真から判ります。建設工事は年度毎に分離発注されたらしく、「根伐及コンクリ打工事」は大西乙五郎が、「木工作小屋組工事」「屋根

明り取空気抜き木工作工事」「階上階下天井及蛇腹共木摺拵工取付」「正庁其他格天井腰羽目各室造作工事」を猪熊通三条南入で宮大工を営む棟梁三上吉兵衛(吉右衛門)が請け負ったことが判っています。また庭園設計は、近代日本庭園先駆者とされる七代目小川治兵衛の作といわれています。

(3) 日本館の変遷

日本館の戦前における改修の記録は、昭和の大礼時のものが概略記されています。大正と昭和の大礼は京都御所で執り行われたため、日本館の主要室は政府の臨時出張所となり、大礼に関わる行事の場としても機能しました。なかでも昭和3年(1928)の大礼時は竣工後24年になることから、これを機に大規模な改修が行われ、判っているだけでも、内装の改修(壁紙、絨毯、窓掛、リノリウム敷、ペンキ塗他)や照明等設備増設、便所に浄化槽を設け水酸化し、消火栓を設置するなどしています。

その後判明している、旧議場を中心とした主な変遷は左上の表のとおりです。

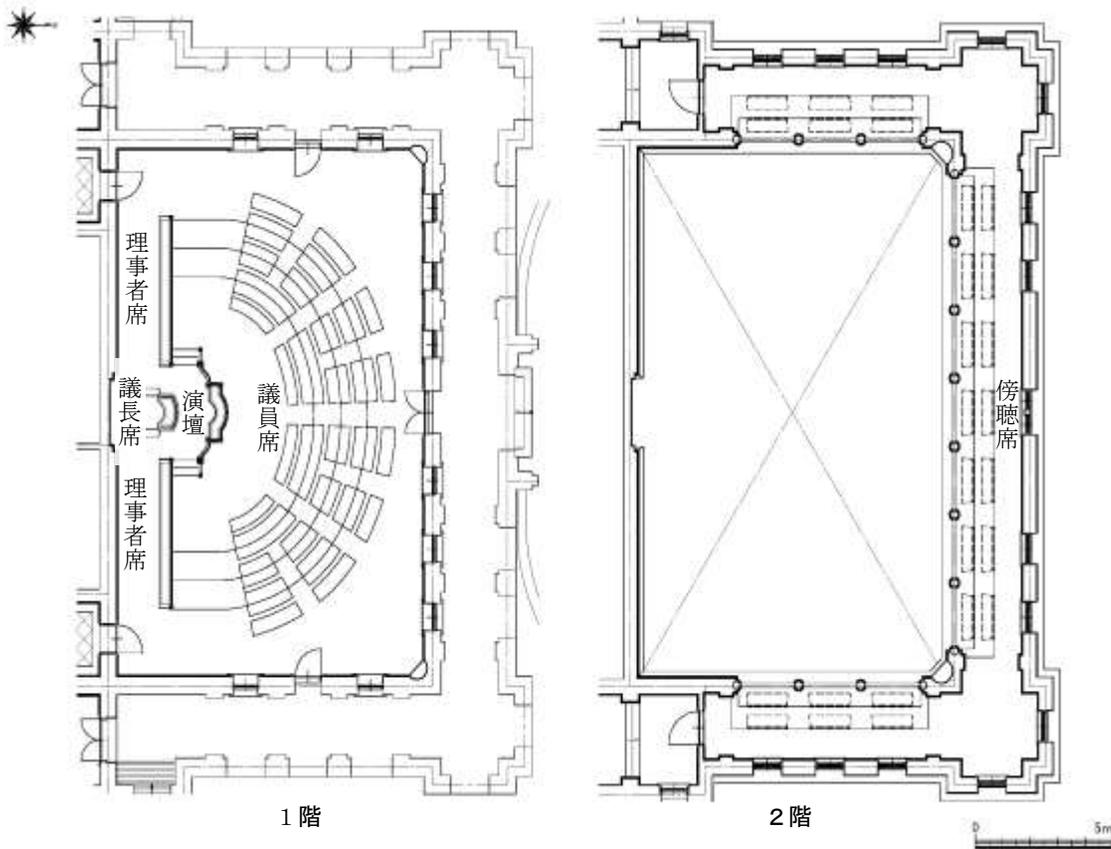
旧議場を中心とした主な変遷

時期	内容
昭和 26 年(1951)	演壇前に速記者席の囲いが出来る。 既に議長席背後の飾カーテンは無いが、傍聴席飾カーテンは写真に写る。
昭和 34 年(1959)	議場雑段を改修し、議員席を取り替える。
昭和 42 年(1967)	NHK が傍聴席から議会撮影をする写真に傍聴席の緞帳が無い。
昭和 44 年(1969)	議会棟を新築、府議会が移転。
昭和 46 年(1971)	知事室が新館（現 2 号館）に移転。
昭和 58 年(1983) 4 月	京都府指定有形文化財府指定第 1 号
昭和 62 年(1987) 5 月	既存の上に床を組み嵩上げし間仕切りを設け、倉庫とする。

(4) 旧議場の概要

旧議場は、1階の議事堂部分の平面寸法が南北約11・8m東西約18・2mで床面積は約214・8㎡、2階の傍聴席が約120・4㎡になります。

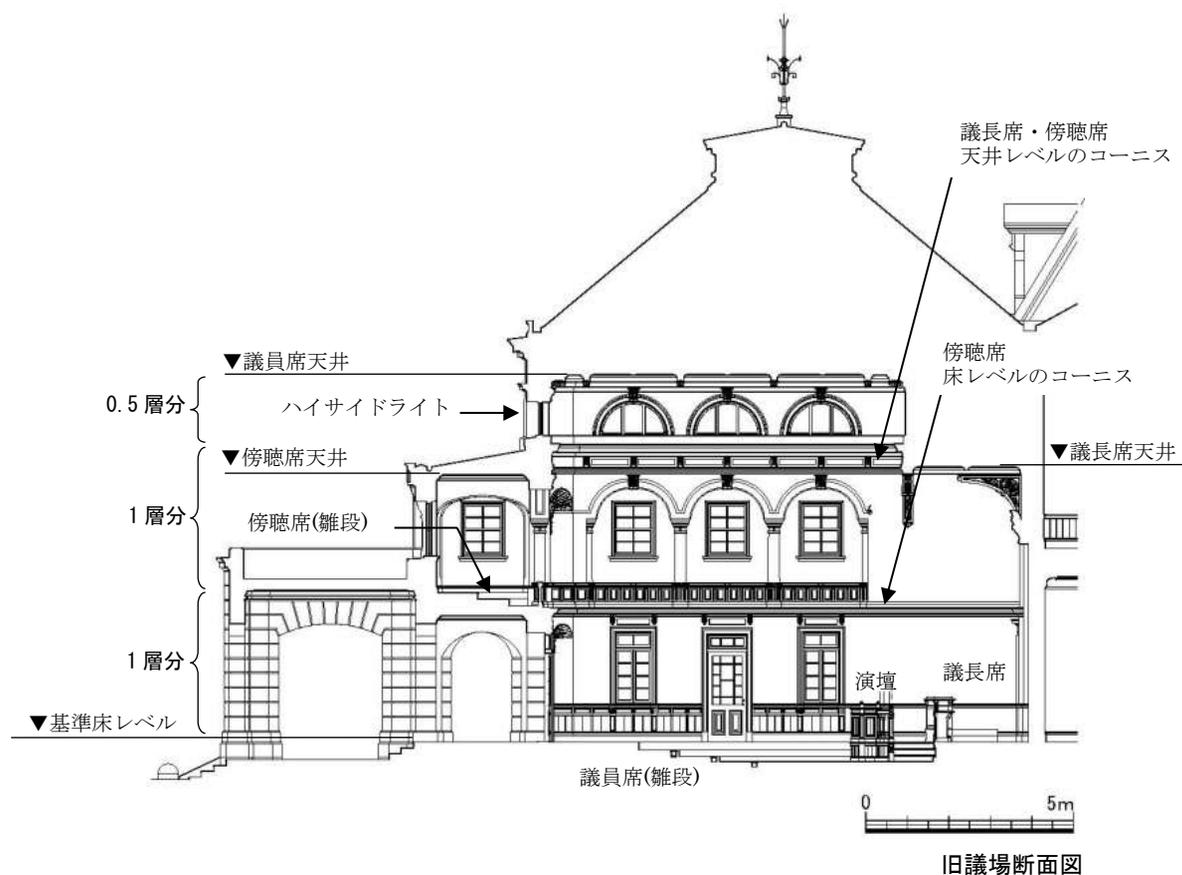
南面を正面として、南側中央にアルコーブを造りその前に議長席を設け、その両脇に長机の理事者席、議長席の前に演壇を配置しています。床レベルの構成は、庁舎1階と同じレベルである理事者



旧議場 1 階・2 階平面図

席や演壇、議員席最後部を基準の床としますと、議長席の床はそれより一段高く設えられています。議員席は、基準の床から雛段状に正面に向かって3段に分けて下がります。議長席、理事者席、演壇の各机は、床レベルの変化を家具に組み込んだ、いわば建築と家具が一体となった造りで、簡単に壊せなかったのが幸いしたのか、今日まで当初の状態が残されています。明治時代の議長席や理事者席、演壇が残るのは、国内唯一です。議員席は、3段の楕円扇状の雛段で、机と長椅子が配されていたことが、当時の竣工写真や議会図書館に収蔵されている戦後の数多くの写真に記録されています。しかし残念なことに、昭和34年に議員席の机や長椅子は撤去され、雛段は改造されてしまい、原形は残っていませんでした。その後議場としての役目を終えると、最上段の床レベルに揃えた仮設床が全面に張られ、改造された雛段も仮設床の下に隠れて見えない状態になりました。

議員席部分の天井高は約8・8m、断面図で判るように2・5層分の高さがあり、三方のハイサイドライトが屋内を明るくし、艶やかな濃い飴色の格天井が空



間を引き締め、重厚さを感じさせます。一方、議長席の天井高は約6・8mと一段低く2層分に設えられ、漆喰格子と格間は木の実矧ぎの組合せで全体を白く明るくまとめました。

壁面は腰羽目板とし、その上部は漆喰塗で、各層の高さにコーニス(胴蛇腹)を巡らせています。北面の東西入隅には、上下2層に半円ドームにシエルの漆喰彫刻を施したニツチを設け、4ヶ所の持送り彫刻やモールディングの彫刻類、要石の彫刻類などと相俟って装飾美を配した空間演出がなされています。外部への出入口は5ヶ所あり、車寄せに近い北面が両開き戸のほかは片開き扉で、元は全て内開き扉でした。

傍聴席へは、一旦議場を出て、両脇の階段を上った踊り場の突き当たりから入る構成です。傍聴席は議場の三方を囲むように配され、議場側の吹き抜けとの境に均等に建つ円柱は鋼管で出来たトスカナ式列柱で、間に手摺壁が連続し、上部のアーチには飾りカーテンが吊られています。吹き抜け境のこの部分は、煉瓦造に鉄骨造が組み込まれた、構造的に興味深いところですが、垂れ壁との取り合いなどは調査の機会が無く、構

造上の詳細は現在も不明です。傍聴席の床は3段の雛段で、当初は各段に1列ずつ長椅子が組み込まれていたことが写真や床の痕跡から判りました。

3. 第1期工事概要

第1期の主たる工事は、以下の通りでした。

- ① 漆喰壁・天井、漆喰彫刻の修理
- ② 床下腐朽箇所との修理と改造箇所の復旧
- ③ 1階カーペットの新調
- ④ ドア、窓など建具や金物類の修理と塗装
- ⑤ 既存家具の修理と議員席の新調
- ⑥ 旧議場内電気設備の改修
- ⑦ 旧議場内空調設備の改修

① 漆喰壁・天井、漆喰彫刻の修理

旧議場や傍聴席の漆喰壁や天井の多くは、過去の雨漏りや老朽化によって下地から剥離していました。そのうち、煉瓦まで到達するような著しいところは、下地からの施工とし、中塗り以降が剥離している部分は、エポキシ樹脂注入工法によるピンニングを行なったうえで漆



蛇腹を引く道具は左官職が自ら手作り



上下に正規を取り付け、蛇腹を施工中

喰で仕上げました。旧議場の左官工事の難しさは、平滑な壁面積が広いことと、コーニスをはじめとする複雑な蛇腹があることです。水の引き具合や乾燥の進み方などをコントロールするのは容易ではなく、施工の困難さを憂慮していましたが、幸い、京都府左官業組合連合会の全面的なバックアップのもと、大勢の熟練した左官職に担っていただき、上質な仕上がりになったと思います。

漆喰彫刻は、大きな持送りの2ヶ所で彫刻が剥落し、残りの2ヶ所もパーツの剥離が始まっていました。剥落した彫刻は、形がよく残る彫刻を元にして型を起こし、新たに製作して取り付けました。部分的に剥離したパーツは、シーラー処理後にアクリルエマルションを注射器や筆等で塗布後、さらに粘度調整したア



修理が完了した漆喰彫刻



残っている彫刻を元に石膏で模る工程



樹脂を流して型を作り漆喰を詰める工程

クリルエマルションをヘラで擦り込んで修理しました。



雑壇境の木材の色が異なるのが昭和34年に改造された部分



床下の雑壇框の痕跡



雑壇に残るスチームラジエーターがあったと思われる痕跡

②床下腐朽箇所修理と改造箇所の復旧

東や大引などの床下部材の一部は、事前の調査の結果、過去に蟻害を受けたまま放置されており、部材の取り替えが必要と判っていました。床は壁際の部材を残して解体し、腐朽した部材の取り替えを行ないました。

解体工事の過程で、昭和62年の仮設床と昭和34年の改修部分を撤去したところ、下に当初の床が残っているのが見られました。楕円扇形の雛段の鼻先は、昭和34年の改修で撤去されましたが、理事者席の床下に框の断片が残り、

位置や部材寸法の復原が可能になりました。最下段の床にあった木蓋を取ると木組みの溝が現れ、その底板の穴や足固貫の欠き込み、また大正から昭和30年代までの古写真に写る床のグリルから、床埋め型のスチームラジエーターが存在していたと推測しました。雛段の2、3段目にも溝底の一部が残り、写真資料からも最下段と同じく床埋め型スチームラジエーターが設けられていたと考えられます。しかし最上段は、部材の欠失がひどく溝の存在の根拠が見つからないことと、古写真にグリルが写ったものが無く、また壁際に床置き式スチーム

ラジエーターがあることから、当初から足元には設けられていなかったと判断しました。

床は松材を実矧ぎし、板天から洋釘で根太に留めていました。見え掛り部分の床板表面は鉋が掛り、段鼻周辺の見え隠れ側は、鉋が掛っていませんでした。しかし板は節が所々見られ、縁甲板張りとは考えにくく、古写真においても床の目地が見えなく、階段はカーペットが敷かれているように見えることから、おそらく敷物で覆われていたと考えました。

③1階カーペットの新調

理事者席の足元に、古い仕様のカーペットが一部分残されていました。仕様をJISに準じて分析したところ、材料は、パイル糸、タテ糸、ヌキ糸は黄麻(ジュート)100%、締め糸は綿麻混紡と判りました。黄麻糸は染色されており、タテ糸は2本撚り、パイル糸は3本引揃え、織り方はシングルウィルトン三越織のカットパイルでした。

黄麻糸のウィルトンカーペットは、現在では製造されず一般に流通していないものでした。しかし前記した断片があったことにより、似た仕様のものを製作

することになりました。古いカーペットとの違いは、パイル糸の抜け防止にバッキング材としてカルボキシメチルセルロースを使用し、締め糸にポリエステル・レーヨン混紡10番3本撚り2本引揃えを使ったことです。

施工は、当初は全て釘止めでしたが、カーペットが破れやすいという欠点があるために、今回は家具との取合いなど、グリッパードでの施工困難な部分に限定して、釘を用いて止めることとしました。

余談ですが、記録(明治三十六年京都府通常府會決議録の自明治三十四年度至三十七年度京都府廳舎建築費繼續年期及支出方法更正)から、明治37年度に旧本館へ各所敷物として「毛布絨氈、大和織、棕栢マット、裁縫及下敷共」が納品されたことが判っています。また高島屋資料館によると、明治37年9月25日京都府庁改築工事裝飾受注の記録があります。高島屋の記録は内容や金額が不明ですが、当時の慣習について聞くところによると、カーペットやカーテンはメーカーが直接納品することはなく、一旦高島屋などの商店を経由したそうです。そして旧議場の敷物は、上記の納品リス

トのうち、材質から考えて「棕栢マット」にあたるのではないかと考えています。

④ドア、窓など建具や金物類の修理と塗装

建具は全般的に、経年の劣化により緩みや腐朽が生じているものを修理しました。硝子押えのパテは全て劣化していたので、一旦硝子を外し、三角釘を新しくして打直しました。また上げ下げ窓はワイヤーが切れたり、ロープに取り替えられていたので板バネに復旧しました。

建具の中で特に大きく改造を受けていたのは、北面の出入口両開き戸で、修理前は外開きでした。しかし当初は内開きで、扉も上下左右切り縮められていることが判りました。根拠は、戸枠の室内側に当初の吊り元の欠き込みを埋めた痕跡があり、埋め木を取り除くと丁番のビス穴が残っていました。扉の丁番を外すと、その下にもう1回分のビス穴があり、そのビス穴の深さは現在より浅いものでした。戸枠の吊元に埋め木されていた痕跡の位置に現在の扉を戻すと、扉の吊元框は18mm切り縮められたことが判り、先のビス穴の深さ違いも辻褄が合いました。扉の上下框も上が10mm、下が20

mm切り縮められていること、召し合わせ
框の定規縁は内側を外側に付け替えら
れたことも判りました。恐らく、昭和34
年に議員席を取り替えた際に、議員席の
最後列が北側に寄り、出入口廻りが手狭
になったために、扉を外開きに変更する
改造が行われたと考えられます。

建具金物は、故障をすると修理ではな
く新たなものに取り替えられてきたた
め、当初とは形状の異なる物が便宜上取
り付けられていました。例えば窓などは
同じ意匠の建具に2種類以上の異なる
金物がついており、痕跡から当初と後世
の補足の区別が出来ました。そして当初
の金物の形状を可能な限り復原するた
め、建具に残る痕跡を調べたり、旧議場
内に使用されている他の金物や、旧本館
の別室の金物を調査しました。

例えば北面の出入り口は、内締り金物
が欠失していましたが、框に残るビス穴
の配列から、旧本館内の他所に残る内締
り金物と同じものであることが判り、そ
れを参考に復原しました。

1階の両開き窓の戸締り金物は新旧
2種類あり、旧規のものは西面出入口北
隣の窓に使用されている卵型の握り玉
タイプで、パーツが完全に残っているの



旧議場北面 建具の修理が完了し復旧した。

はこの箇所だけでした。これは真鍮製
で、建具に残る取り付け痕から、当初の
金物と判断しました。

建具の塗装は、今回の修理で当初に復
原したものがありません。1階の建具及び
枠の室外側は、修理前は青磁色のペイン
ト仕上げでしたが、その塗膜下には茶色
系塗膜が見え僅かに光沢がありました。

このことにより、当初は室内外とも同じ
茶色系着色のうえワニス塗装されてい
たことが判りました。傍聴席の窓は、修
理前は室内側の建具と枠が白色ペイン
ト塗装、室外側が灰色ペイントされてい
ました。しかしその塗膜下に残る古い塗
料から、当初室内側の枠が茶色系着色の
うえワニス仕上げ、建具と室外側の枠は
オフホワイト色ペイントであったこと
が判り、いずれも復原しました。

⑤ 既存家具の修理と議員席の新調

旧議場の既存家具は、彫刻の一部が欠
失していたほか、所々に傷がつき、一部
は改造されていましたが、幸い元の状態
を推測することが可能な状況でした。

議員席は全く残っていませんでした
が、床の一部に取り付け痕があり、前後
の間隔や幅などが判りました。また竣工

写真と思われる古写真のほか、議会図書館のアルバムに戦後から昭和34年までの議会中の写真を数多く見出したのでこれを参考に、当初の形状と寸法を割り出して製作しました。

⑥ 旧議場内電気設備の改修

修理前に使用されていた照明器具は、全て後世取り替えたもので、当初の器具は残っていませんでした。コンセントやスイッチ関係も同様でした。議長席背面壁のブラケットは、古写真を含む資料から、昭和の御大典の際に新たに設けたものと思われ、取り外しました。傍聴席のペンダントは、パーツから判断すると昭和初期頃までのものでしたが、ガラスグローブは昭和の御大典の際の写真と形状が少し違って見え、いつの時代かにガラスグローブは取り替えられたと思われず。

ほかに第1期工事では容量不足の解消や配線配管の取り替え、コンセントスリッチ設備の整理などを行ないました。新たに設けた議員席では、パソコンを使用した会議の可能性も視野に、差込類を整備しました。議場全体を照らすシャンデリアは、第2期工事での製作となりま

した。

⑦ 旧議場内空調設備の改修

修理前の空調設備の室内機は、縦型の大型で室内空間に意匠上そぐわないばかりか、温度斑があり快適ではありませんでした。今回工事ではベースボードタイプを選択し、腰の板壁に色調を合わせて焼付塗装しました。付属の樹脂製のパネルはそぐわない色だったので、他のパーツから黒色系を調達し周辺に調和させました。

換気は、天井の近くにある半円窓の硝子をパネルに替え、有圧扇が取り付けられていました。これは、意匠上違和感がありましたので、今回の修理では、既存の理事者席足元に設けられていた無双型換気口を利用し、床下にダクトを繋ぎラインファンを設置して、床下換気口から外へ排出するようにしました。

4. 第2期工事概要

第2期の主たる工事は以下の通りでした。

① 議長席背面と傍聴席飾りカーテンの設置

- ② 傍聴席の長椅子の製作設置
- ③ 傍聴席のカーペット敷設
- ④ シャンデリアの製作設置

① 議長席背面と傍聴席飾りカーテンの設置

議長席背面のアルコーブには、当初飾りカーテンがあったことが、古写真から判っています。第1期工事では壁面を調査した際に、アルコーブのアーチに添った飾りカーテンの取り付けに用いられていたと思われる直径12mm前後の穴が7箇所見つけられました。その穴には薄地の布が詰められ、改修のスタッコが薄く掛けられていましたが、奥には恐らく木煉瓦が配されていると推定されました。工事ではこの穴を利用してアーチに添う木地を取り付け、そこに飾りカーテンを設置しました。古写真からカーテンには格調高い唐草模様があることが判りましたが、調査の結果、同じ唐草模様は見つけられず、また模様が明確には判らないために複製品の製作は断念しました。それで既製品の中から生地やフリンジ、タッセルなどを選択し、古写真を参考にしてセンタークロススタイルに掛けて、スワッグやジャポールを仕立て、ドレープ



飾りカーテン生地を試作は少しずつ糸の色を変えて行い、10パターン以上に及んだ。



ドレープの入れ方やネクタイ、コサージュの試作を重ね、縫製した。



完成したシャンデリア



小屋裏に設置した電動昇降設備

やコサージュなどで飾りました。また古写真に写る内側のローマンシェードは、アルコーブの厚みが薄く可動部が取り付けられないことから固定式と判断しました。

傍聴席のアーチにかかる飾りカーテンは、調査の結果、株式会社川島織物セルコンの織物文化館が保管している古い裂地の中に同じ模様のものであることが判り、その一部を分析した結果、絹と綿の混紡を化学染料で染めていることが判りました。文化館の裂地を参考に図柄を製作し、色合わせの後、防炎加工の可能なポリエステル100%で複製品を織りました。アーチの壁や円柱に残る、カーテンフックやタッセルフックは修理し、一部欠失している物は補足しました。裏地やカーテンバーと丸環、タッ

セル、フリンジは既製品の中から選択し、ドレープやコサージュなどの飾り付けは古写真に倣いました。

② 傍聴席の長椅子の製作設置

既存の傍聴席の床に長椅子を固定した痕跡が残っており、長椅子の脚の位置と寸法が判断できました。形状は古写真を参考に比率等で割り出して製作しました。

③ 傍聴席のカーペット敷設

工着手前の傍聴席のカーペットは、後年に敷かれたニードルパンチの他に、ウイルトンカーペットが2種類と、リネンのような質感の綾織縁に赤と緑のストライプ模様の薄い敷物と無地の麻風の敷物の5種類がパッチワークのよう

に敷かれていました。いずれも取り付け痕から後年の改修と考えられ、当初の様子は判明しませんでした。

④ シャンデリアの製作設置

古写真から、当初議場では格天井から5基のシャンデリアが吊り下げられており、またその意匠もほぼ判明したため、ほかの事例も参考にして複製を製作することになりました。

当時と大きく異なるところは、メンテナンス用に電動昇降設備を付加したことで、そのためにシャンデリア吊り元が古写真よりひと回り大きくなりました。昇降装置本体は小屋裏に設け、操作盤を南隣の電気室に設置し、ワイヤレスリモコンで操作できるようにしました。

シャンデリアのシャフトは一番強度



旧議場竣工写真

を要するため鋼管とし、アールを描くアームや蔓は黄銅管を曲げ加工、葉飾りは銅板打ち出し加工し、シャフトとアールの接点に取り付けられている下半分が菊型の球体は、真鍮鑄物で製作し、組立てました。塗装は、アクリル樹脂を焼付塗装しています。花形のガラスグローブは、シャンデリア1台につき8つあり、木型に合わせて硝子を成形し製作しました。シャンデリアのほとんどが、手作業による製作となりました。当時のランプは照度が低く今の感覚にすると暗く感じるため、採用するランプは照度を上げるためLEDとし、併せてランニングコストにも配慮しました。

5. 旧議場の工事を終えて

2期に亘る旧議場の設計監理を担当させていただき感じましたことは、この建物は、明治37年の建設当時の先人達の努力の賜物であるということです。設計を担当した松室重光(1873-1936)は、東京帝国大学造家学科を卒業したとはいえ、設計時は20代後半の若者です。木工事、左官工事、建具工事いずれも良質な材料、丁寧な仕事がなされ

ていて、施工者の技術力の高さや熱意が伝わってきました。

庁舎着工直前の明治34年2月に、本館の工事費について書かれた雑誌(日本建築学会発行建築雑誌第170号)があります。そこには、「京都府廳の建築に就いて」「昨年(明治33年)の京都府會に於て決定したる京都府廳の建築は、三十六萬餘圓の経費を以つて、向ふ四ヶ年を期して成功するの豫定にて、・・・斯業に経験を有する某学士の言によれば、今回府廳舎の建築費三十六萬圓を総坪数に割當る時は、凡そ四百圓坪となる勘定なり、然るに一坪四百圓は洋風の築建としては果して十分なりや否大に疑問なり、余の見る所を以つてすれば、従来京都市には一も完全なる西洋風の築建なく、今度府廳の新築はヨシ将来建範の模範たらざる迄も、苟も一市の標目として體面を維持するに足るだけの外觀を備へざるものならざる可らず。然るに近く大阪市中の少しく有名なる建物なる日本銀行、三井銀行の支店等を見るに、何れも一坪八百圓以上千圓なり。・・・」と書かれています。

2章1節の時代背景で述べましたように、予算的に厳しい状況での建設とな



傍聴席竣工写真

りましたから、仕事の質が落ちてでも仕方が無い状況であったはずですが、後の庁舎建築の規範となるようなプランニングと良い、丁寧な仕事ぶりには頭が下がりました。

旧議場は、元が良質なので真摯な態度で修復に当たれば、訪れる人が感動するような往時を彷彿とさせる空間が取り戻せることを改めて教えてくれました。今後は、多くの方にこの建物のよさを感じていただけるような活用がなされることを祈念しまして、終わらせていただきます。

最後に、今回の事業の機会を頂戴致しましたこと、そして工事関係者の皆様にご協力賜りましたことを、紙面を借りましてお礼申し上げます。

【参考文献】

- ・石田潤一郎『都道府県庁舎 その建築史的考察』思文閣出版1993年
- ・(財)京都府文化財保護基金『京都府庁本館調査書(明治百年記念調査中より)』1967年
- ・京都府『昭和大礼京都府記録』1929年
- ・『京都日出新聞』「新築府廳舎」1905年1月9日

旧議場の修復工事を終えて

京都府左官業組合連合会相談役・職業訓練法人聚楽会会長



山本勝己

旧議場の修復を終え、今思うこと

由緒ある建物の現場を経験させていただいたことに感謝しています。着工前の専門部会から参加し、工事の全容が理解でき、その後の工事に左官がどのように関わっていけばよいのかがよく分かりました。そのため、工事期間中には工務店など他の施工業者との連携が保たれ、ほとんどトラブルはなくスムーズに工事を進めることができました。

ただ、充分な事前調査を行う機会をあたえていただき、現場を理解したうえで専門部会の会合に臨むというプロセスを踏めなかつたのが残念です。今回の工事でいちばんの苦労は、漆喰の仕上げよ

りも、長年の間に安易に塗り重ねられたペンキ塗装を刮ぐことでした。壁面の傷み具合によって異なりますが、土壁の場合とは違い、当初の下地がしっかりとあれば、それを傷めてまで刮いではないのです。そのためには綿密な各所の事前調査が必要で、きれいな漆喰地まで刮ぐような施工になった部分があったことが今も心残りです。

今、久しぶりに旧議場に入りお話しをしています。先ほどから室内を見渡し、工事の全てが仕上がったときの喜びと感動を思い起こしています。京都の左官職人の技術を結集し、明治期に建てられた西洋建築の京都府庁旧本館旧議場という場で、後世に残る仕事をさせていた

だいたことに誇りを感じています。ただ欲を言えば、より完璧な仕上げにするために、工期にとらわれず十分に時間をかけて取組むことができていればと思うところもあります。左官の仕事は気候に左右される仕事です。天候や湿度によって乾き具合も違い、石灰の微妙な調合にも気を使います。工期の関係で他の施工業者とのかね合いもあります。これは勝手な願いですが、スケジュールに縛られないような工夫をしていただければ、と思います。

特に美しい仕上がりで、是非みなさんに見ていただきたい所があります。

旧議場の特色は、場内周囲の壁面の巧



1、2階の北面東西隅のニッチに施されたシエルの漆喰彫刻

妙な取り扱いにあるといわれています。1階部分には通常の窓が設けられ、2階は丸柱で支えられたアーケード、その上に半円形の高窓がとられています。そしてアーケードの後方には傍聴席が設けられています。このように壁面を上下2層に分け、それぞれのデザインに特色を持たせる様式はルネサンス建築によくみられる手法ですが、旧議場の場合は、特に機能性を重視しながらもデザイン性に富んだ建築だと聞いています。その半円形の高窓の部分の漆喰の仕上がりが高なのです。高いところの壁面なので下からは見にくい部分ですが、見えな部分にも手をぬかず懸命に取り組みさせていただきました。

また壁面にはたくさん装飾が施されています。いたるところのアカンススとリボンモチーフにした彫刻や1、2

階の北面東西隅のニッチに施されたシエルの漆喰彫刻などです。「細かな彫刻の修復はたいへんでしよう」と皆さんからよく質問を受けます。いえいえ、実は熟練した職人にとっては簡単なことなんです。今回の工事でも一部の彫刻が欠落していました。そのような場合、残っている部分で型を取り、その型に石膏を流して原形をつくります。そこへ漆喰を施して修復するのです。軽微なものも全てコテを使って細工します。長年にわたって培ってきた技術がありますので。

参加した多くの若い職人に、ベテランから左官技術を伝承

今回の修復工事は、若い左官職人への技術の伝承にも大いに役立ちました。なかなかめぐり会えない現場ですから、若い職人にも勉強の場として多くの者が携われるように配慮しました。材料をこねるだけの者まで含めると、延べ1300名ほどがこの工事に関わりました。私たちの組合では、訓練士の養成に力を入れていますが、訓練所と実際の現場では同じ作業をしても随分違うものです。その意味でも緊張感を持って作業に



2階アーケード上にある半円形の高窓部分の壁面漆喰が最高の仕上がり

あたれたことは、若い職人にとって技術面だけでなく、精神面でも大いに役立つと思います。また大きな仕事に取り組むときの手順についても、職長のもと、その的確な指示により作業を進め、最後の仕上げは一級技能士の資格を持ったものがあたる、というチームプレーの流れを体験できたのも大きな収穫でした。

こんなこともありました。ある会合に出席したときのこと、私のもとへ見覚えのない若い職人が駆け寄り、「旧議場の工事に参加させていただきありがとうございます」と。これは一例ですが、今回の工事



大宮通五条下るにある左官職人養成機関
「京都府左官技能専修学院」

に関わった若い職人から喜びの声をよく耳にします。また、過日には業界の全国の青年部が旧議場の見学会を催してくれました。この修復工事を通じて、多くの次代を担う業界の若い力に接する機会を得、心強く思えたことも私にとっては大きな喜びです。

この仕事を受けたとき、まず考えたのがチームづくりです。職人を確保しなければなりません。左官の仕事も技術の粋は京都に結集していますが、その技術を持つ職長の高齢化が進んでいるのが現状です。引き継がれてきた技術を後進に伝承していけるかと危惧する毎日です。時代の流れとともに建築様式も変わり、左官の出番が少なくなっています。いくら左官職人の養成機関を整えても、仕事があつての伝承だと思えます。

旧本館全体を見据えた 長いスパンの修復整備に期待

旧本館の修復整備は、旧議場の修復で終わってはいけません。

旧本館の構造は、まず、車寄せの屋根にバルコニーを設けた立派な正面玄関。その玄関を入るとロビー突き当たりには大きな階段があり、階段の途中の踊り場から左右に分かれて2階の正庁に至ります。また、1階部分は、正面玄関から中庭を囲む口の字型の回廊を経て旧議場へとつながっています。正庁と旧議場。この2つのメインホールへのアプローチは素晴らしいと思います。

しかしながら、そのエントランスや回廊などの壁面や天井の剥落が目につきまます。また、2階に設けられた旧議場傍聴席への2ヶ所の入り口壁面もかなり剥落しています。2階南面の8部屋と数室を除いての各部屋もしかりです。

旧議場ができたから終わりではなく、旧本館全体を見据えた中で、長期計画のもと、継続的な予算をとっていただき、長いスパンで修復整備が図られることを望んでいます。

そして、旧本館が我々京都の左官職人の技術の伝承の場としても永続していくことを願っています。



2階傍聴席の入口



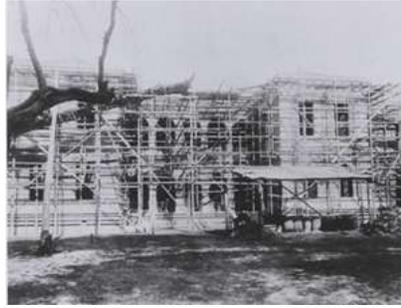
1階回廊部分の壁面

旧本館の軌跡

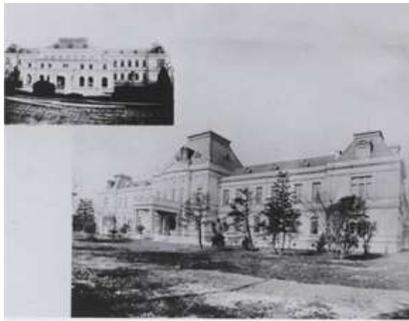
京都府庁の正門を入った東側の茂みに、「京都守護職屋敷跡」の石碑がひっそりと佇んでいます。幕末、治安が悪化した京都を危惧し、幕府は東・西町奉行所、京都所司代の上に京都守護職を設け、会津藩主・松平容保を守護職に任じました。その上屋敷跡に建つ京都府庁旧本館は、明治 35 (1902) 年 3 月に着工、明治 37 (1904) 年 12 月 20 日に竣工し、翌明治 38 年 1 月 9 日、盛大に移庁式が行われました。



大部分の外観工事が完了した旧本館*



建設工事中の旧本館*



創建時の旧本館の外観*



当時の旧本館を釜座通から望む*



創建当時の様子（応接室）*



創建当時の様子（知事室）*



創建当時の様子（貴賓応接室）*



創建当時の様子（議場）*



大礼中京都府庁内における内閣会議室*



府庁内における11月8日夜の閣議*



臨時京都府会*



大礼中京都府庁内における大臣室*

大正4年11月、大正大礼で内閣及び内務省の臨時事務室が府庁内に置かれ、旧本館正庁で閣議が開催されました(第2次大隈内閣)。府庁舎は御大典により修理が行われました。

昭和天皇即位大礼(昭和3年)の期間中、京都府庁は臨時内閣事務所となり、各部屋を総理大臣室や閣議室にあて、正庁で閣議が開催されました。



正門に掲げられた内閣と内務省出張所の表示*



府庁内におかれた大臣室の田中首相*



昭和37年5月26日、京都に入浴したソビエト連邦共和国(当時)のガリーリン少佐夫妻一行が府庁を訪問。集まった市民に旧本館のバルコニーから挨拶をされました。

平成26年11月15、16日、明治期当初の姿に蘇った旧議場で「旧本館竣工110周年記念事業」を実施。

平成28年3月には旧議場第2期修復整備工事が完成し、カーテンやシャンデリアなどが復原等されました。



記念セレモニー



記念コンサート

府民に開かれた

府庁のシンボルを目指して

平成 16 年に京都府庁旧本館竣工 100 周年を迎えるに当たって、明治期近代建造物の中でも極めて高い価値を有する旧本館を後世にわたって保存していくとともに、府民に開かれた府庁のシンボルとして今後の利活用のあり方を検討するため、「京都府庁旧本館利活用検討委員会」が設置されました。委員会では、「これからの地方自治を進める府民に開かれた府庁のシンボル」、「重要文化財としての建物自体の価値を大切に活用」、「観光資源としての活用と京都文化の発信」という旧本館の利活用にあたっての 3 つの基本的な考え方が提案されました。

その提案を踏まえ、旧本館では「春期・秋期の一般公開事業」や「旧知事室や旧議場の公開」、「正庁や旧議場の府民利用開放」などの利活用の取組を実施しています。



平成 21 年 5 月に初めて実施した「府庁旧本館こだわりマルシェ」。旧本館を府民に開かれた府庁のシンボルとすることを目指し、毎回、様々なテーマを設けながら、地元の農産物や手作りのグッズなどの販売をしており、多くの府民で賑わいます。



平成 28 年度から「旧本館土曜講座」を開講。毎月第 3 土曜日に様々なテーマについて、専門家の方々からお話をいただいています。

春・秋の一般公開。春は「観桜祭」、秋は「観芸祭」と名付け、訪れた方々に桜や文化を楽しんでいただく取組を実施しています。ジャンルは音楽・踊り・彫刻・茶道等多岐にわたっています。中でも、NPO法人「京都観光文化を考える会・都草」が案内する旧本館の見どころのガイドツアーは大好評となっています。



階段ホールでの日本舞踊



都草による旧本館ガイドツアー



観芸祭開催中の正面玄関



イラスト展



祇園囃子の演奏（正庁）



オペラコンサート（旧議場）



京都デザイン展（正庁）



音楽コンサート（正庁）



旧本館の正面を使ったプロジェクションマッピング

正庁や旧議場は貸し出しを行っており、旧本館の重厚な雰囲気を活用した映画やテレビドラマの撮影、結婚式等にも利用されています。



旧知事室を利用したテレビドラマの撮影風景



旧議場を利用した結婚式

旧本館の四季





京都府庁旧本館利活用への期待

福知山公立大学学長（京都府庁旧本館利活用検討委員会 座長）



井口和起

京都府のホームページで京都府庁旧本館にアクセスすると、こう書かれている。

「京都府庁旧本館は、明治37年（1904）12月20日に竣工しました。昭和46年まで京都府庁の本館として、また、現在も執務室や会議室として使用されており、創建時の姿をとどめる現役の官公庁建物としては日本最古のもです。平成16年（2004）12月10日に国の重要文化財に指定されました。（以下略）」

「旧本館利活用応援ネット」の項目が現れ、「府庁旧本館利活用応援ネット」は、「京都府庁旧本館の利活用や整備修復に関心を持つ個人・団体や京都府関係者が、施設にふさわしい利活用・整備のあり方に関する意見交換や具

体的な利活用の実証等を行う『場（プラットフォーム）』をつくり、そこから今後の利活用に向けた課題の解決や新たな協働につなげていくことを目指し、平成20年9月に発足しました。これまでに、府庁界わいの文化施設や史蹟などをまとめた『府庁界わい歴史散策マップ』の作成や府庁旧本館を活用した『京都こだわりマルシェ』などを実施しています」とある。

たしかに随分たくさんの方の行事・催物がこの館を活用して行われ、館自体の見学や公開も一段と進み、なかには結婚式場としての利用もある。

12年前に『京都府庁旧本館 今後の利活用のあり方』報告書、府民に開かれた府庁のシンボルとして』をまとめる

仕事を手伝った一人として嬉しいかぎりである。

『報告書』をうけて翌平成18年3月には『京都府庁旧本館の利活用』委員会報告の具体化に向けて』も出されて、その修復整備計画に基づいて平成26年12月には待望の旧議場も再現された。ここでも各種の催しが行われている。

ここに至るまでの関係各位、とりわけ「旧本館利活用応援ネット」の関係者の方々のご努力と企画力に深く敬意を表する次第である。

そのうえで、今後の事業展開を見すえて敢えて感想めいた私見を記させていただくことにする。以下は、最初の『報告書』をまとめる議論に関わった者の当初の願望を再確認し、私自身がその具体

化を進めようとするなら、何を考えるかということでもある。

『報告書』では、館の利活用の基本的な考え方を「府民が参画し協働する」という、新しい地方自治が始まろうとしている中で、旧本館がその象徴として府民に親しまれ、開かれた利場となることを願」としていた。

この基本的な考え方から言うと、すでにこの館の存在を「府民に知ってもらう」という「周知」の段階はとつづくに終つて、「府民による活用」を飛躍的に進めていく段階にきていると、かなり早くから意識されてきたこと当を得ている。「旧本館利活用応援ネット」の組織化と活動はそれを目指し、成果も挙げてこられた。「府民が参画し協働する」方向の企画も多くなっている。つまり、「府民に親しまれ、開かれた」館になつてきたと言えよう。

だが、他方で私は、少々、もどかしさを感じているのも事実である。特に旧議場の利活用にそれを強く感じている。一言でいうと、「新しい地方自治の象徴」として企画が意識的に追求されているかどうかということである。

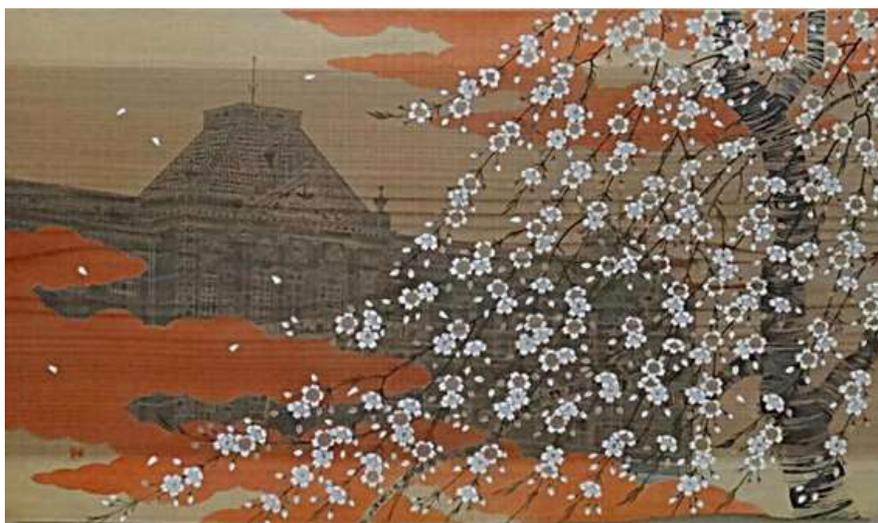
旧議場で多くの講演や催物が行われ

ているし、それは結構なことだとも思っている。だが、旧議場がもつ歴史と意味をふまえて、ここでしかやれない企画、ここで行つてこそ大きな意味を持つという視点に立った企画が、系統的に進められていくかという点に少々もどかしさを感じるのである。

1905年の移庁から敗戦を経て1960年代末の現代まで、この場でのように地方自治、住民自治を実現するための営みが続けられてきたか、いま、それを私たちはどのように受け継いでいくのか、というような視点からの企画を立てられないものか。もちろん、その具体化は関係者各位の創意によつてさまざまな側面から検討されるべきだが、とりわけすでに参画されている学生諸君や若い世代の社会人たちの創意が期待できると思つている。これは何も旧議場だけでなく館全体で行えるとも思う。何か「政治的な色合い」を持つては困るなどと心配することはない。議員諸氏の協力も要請すればよい。

そして、これを長期的で持続的な事業として展開される中で、次代を担う高校生や小中学生たちの学習の場となるような事業も期待したい。

何とも一般的・抽象的で、なおかつ古臭い発想だと批判を受けるかも知れないと承知しつつも、要するに「新しい地方自治の象徴」としての利活用という視点をこれまでの事業に加えてぜひ展開してほしいと願うのである。



橋村重彦氏から京都府に寄贈されたWOOD友禅「旧本館の春」

地域力再生、開かれた府庁へ 府民協働のプラットフォーム 府庁旧本館利活用応援ネットの活動



府庁旧本館利活用応援ネット 前代表

三輪泰司

まえがき

府庁旧本館利活用応援ネット（以下「応援ネット」）が、活動記録をまとめる作業には、二つの視点があります。一つは、現役の庁舎でもある「文化財産」を活動の場とすることで、特殊で個別的な視点。二つは、その活動が、「プラットフォーム」という方法によっていることで、時代的な普遍性のある視点です。旧本館は府民共有の財産ですから、府民協働のプラットフォームの方法を採ったことは特に意義があると考えます。

いま、グローバル化とともに、多様化が進む時代、信頼と奉仕の心で結ばれた

「絆 エンゲージメント」が求められています。応援ネットの活動は、そのモデルではないかと思えます。

急激に進む多様性社会の中で、人々は氾濫する情報や解説の大海に投げ出されています。

地域社会の中で、企業組織の中で、自分はどこにいるのか、何をすべきか、見渡して見ると、このような場所がありました。

ここに居るのは、NPO・ボランティア、即ち、信頼と奉仕の集まりでした。応援ネットの活動とプラットフォームの仕組みを調べてみると、そこにこの時代相の中で「個人と組織」のあり方を探求するために、或いは、「新しい公・新

しい地方自治・新しい経済」のあり方を探求するために、お答えが見つかるのではないかと考える次第です。

1. 応援ネット創設の動機と経緯

由緒ある京都府庁旧本館の文化的価値の顕彰

明治37年（1904）竣工のルネッサンス様式を取り入れた建築です。ここは、文久3年（1853）江戸幕府が置いた京都守護職（会津藩主・松平容保）の屋敷跡です。都道府県庁舎として現存最古で、平成16年（2004）12月、竣工100年目に国の重要文化財に指定されました。



旧本館内のNPOパートナーシップセンター会議室で開催される月例会の様子

府庁のシンボルとして、府民協働による利活用

平成17年(2005)3月、京都府の検討委員会が報告書を出しました。かけがえない府民の財産を、府民に開かれた府庁のシンボルとして、その品格と価値を高め、次代へむかって利活用すること、そしてその方法は「府民協働」によるべきであると、方向が示されました。

多様性を受けるプラットフォーム・応援ネット

平成19年(2007)から、正庁での実証活動や旧知事室等の公開事業を始めた京都府の呼びかけに、NPO、大学、企業等が応じ、平成20年10月「応援ネット」が創られました。多様性の時代です。広くアイデア、ノウハウと行動力を集める、乗り降り自由な「プラットフォーム」です。

始動した応援ネットの活動

旧本館の建築だけでなく、中庭・前庭も、付近界隈も活動の舞台です。春はエントナーテイメントの「観桜祭」、秋はアーツ・デザインの「観芸祭」、正庁を会場とする連続講座、食の「京都こだわりマルシェ」、京都御所の公開はじめ、府庁界隈とも連携し、初動期からメニューが出揃いました。

2. 府民協働による応援ネットの活動

行政機能と連携する応援ネット

旧本館は府が責任を持って機能を保ち管理しています。文化財資産として、



京都こだわりマルシェのオープニングを飾る京都府警察音楽隊&カラーガード隊

安全と利便のため、修繕・改装に努め、広報や保険などで応援ネットの事業を支えます。TV・映画、結婚式など収支を伴う府としての事業もあります。平成24年から29年3月までは旧本館内に文化庁の関西分室が設置されていました。

府行政部局と協働する応援ネット

府民生活部の活動拠点提供や事業資



応援ネットの活動から生まれた様々なイベントやガイドマップ

金支援をはじめ、京都こだわりマルシエ、界限マップ、観光連続講座等々は、農林水産部、広域振興局、健康福祉部、商工労働観光部等々、関係部局との協働事業です。京都府警の音楽隊・カラーガード隊・平安騎馬隊も、府民協働の行事を盛り上げます。

参加と協力で運営する応援ネット

府行政部局の職員と、利活用に参加す

るNPO・ボランティア等が対等の関係で、それぞれの責任と役割を担っています。会議の準備、片付けは共同して。広報やホームページ、ポスター・チラシやプログラム、案内・記録・印刷や司会進行は、事務局の府有資産活用課が担当します。

楽しみ、学習し、提言し、拠金もする応援ネット

定例会議は《全員発言》。クロスオーバーな議論で、互いに学び合います。文化財保護法や消防法も学習しました。旧議場復原の要望書に署名した団体長・個人は82名にのびりました。連続講座等の参加者に頂いて文化財保護基金へ拠金もしました。容保桜の命名式は平成22年3月でした。

3. 目的達成へ活動を展開する

応援ネット

合意による企画から反省までの応援ネット

応援ネットの基礎は、企画・調整、反省・評価の役割をもつ毎月の定例会議です。応援ネットの特徴は「フィードバック

ク」の仕組みを持つことです。全ての事業での参加者アンケート、個別のヒアリング、人数カウントは、集計・分析されて次回の会議で報告されます。

文化資産の品格を高める応援ネット

活動の舞台である旧本館は府民共有の財産であり、国民的な文化資産です。応援ネットは、その文化的価値を高めることを要請され、利活用活動への参加者は、その品格を高めるために相応しく努力することを期待されます。

若い人材を育てる応援ネット

応援ネットのプラットフォームには、老若男女、社会的地位と関係なく参加します。意欲ある若者も自由に参加してきます。彼らはプロに伍し、品格ある旧本館に向き合い、切磋琢磨します。応援ネット活動への参加は登竜門と言われるゆえんです。

プロジェクトを支援する応援ネット

旧本館と周辺での活動の中には、府民に親しまれている「京都こだわりマルシエ」のように、収支を伴い、経営資産も要するプロジェクトもあります。安全の

確保など、責任も発生します。応援ネットはスタッフを出し「実行委員会」で行い、応援ネットの会議で、報告・評価・反省されます。

4. 応援ネット活動のこれからの課題と展望

文化財の価値を高める耐震改修を検討すること

平成11年(1999年)に、屋根の全面的改修が行われました。「不特定多数が常時使用する大規模な建物」ですから、「重要文化財(建造物)耐震診断指針」に従い、屋根の再改修を含め、機能維持水準―震度6強〜7程度の大地震に耐え、倒壊に到る変形なく、人命保護を図るべきです。

地下空間の有効な活用を図ること

耐震性向上には地下構造の改修が不可欠ですが、旧本館の地下空間は、現在物置のように使われています。地下空間をエアコン機器・給排水などのパイプ類のために使うとともに、常設のレストランなど、新しい利活用を検討するべきです。行政財産としての使用目的変更も必

要です。

バリアフリー化を進め安全性を高めること

参加者の要望に応え、少しずつですが、バリアフリーへの改修を進めてきました。エレベーターは、西の渡り廊下(未活用)を撤去するか、中庭での設置を検討してはどうでしょうか。重要文化財である明治の建築様式とマッチするよう、シリーズでの検討です。

近代建築技術の保存・伝承のモデルとすること

廊下の漆喰壁などの改修も進めてきました。正庁の壁布は、川島織物に検証して頂きました。

旧議場の復原整備では、建築研究協会が創建以後の工法、材料を研究しました。旧本館は、左官技術の宝庫です。左官協同組合の協力を得て、技術の保存、伝承、研究を図るべきです。

NPO・ボランティアのネットワークを強めること

応援ネットは、「地域力再生コラボ」に参加し、活動を報告してきました。応

援ネットはまだまだ微力です。地域づくり、まちづくりに奮闘している仲間との連携・協働をすすめて、グローバルワイドなパワーに結んで行くべきです。

むすびに

「府市民」のためのプラットフォーム

開かれた自由なプラットフォームは、行政の対象で受け身であった庶民大衆から、自分のアタマで考え責任を持って行動する府民・市民へ変わって行くシクミです。「これからの公」とは、このようなプラットフォームのネットワークかもしれません。

継続するプラットフォーム

行政の職員も、職務から離れたら一府民です。府市民一人ひとりには、それぞれに願いや問題意識をもっていきます。NPO・ボランティアも、それぞれの目的と性格をもっていて、目的や興味が合う時は集まりますが、それが達した時、或いは期待と違った時は去ります。

自由なプラットフォームに、再び戻ってくることもあります。

従って、応援ネットを構成する府民と



旧議場で撮影された第100回月例会記念写真（平成29年1月21日）

職員は、繰り返し繰り返し、自分たちの目的と性格について、確認し、認識を共にしなければなりません。

進化し多様化するプラットフォーム

応援ネットの会議のように、合意・決定のためのアセスンブリー型だけでなく、フリーでメンバーの相互理解、親睦のためのフォーラム型も出てきます。

プラットフォームそのものへの興味から、もつと深く勉強するグループも出てきます。

新しいタイプのリーダーが育ってきます。専門家も育っています。

文化財産の経済・財務

応援ネットの活動舞台は、京都でも格別な「ありがたい」存在です。

ありがたい存在への「寄進・喜捨」は昔から、あらゆる所であります。

京都で、日本で、世界で、文化を応援する組織や基金、そして制度は、たくさんあります。

百五十年前、京都は未曾有の危機に直面しました。武家制度に拠っていた能楽・狂言なども存立の基盤を失いました。その京都再生の契機を成したのは、



教育による人づくりと、庶民大衆へ向けた「文化」でした。《新京極》といった愉しみの仕掛けと、伝統的な芸能の真髄を、新しい感覚で創造した《都をどり》は、その後の都市づくりへのエネルギーの源になりました。

文化財産と結び付いた、応援ネットのプラットフォーム型活動が、府市民のボランティアスピリットを呼び起こし、京都らしく洗練され、地域再生へ繋がって行くことを願います。



www.pref.kyoto.jp/qhonkan/



平成29年12月発行

資料協力 京都府立京都学・歴彩館「京の記憶アーカイブ」
森島 義則 氏 (ANEWAL Gallery 理事)
編集・発行 府庁旧本館利活用応援ネット
(事務局：京都府総務部府有資産活用課)
〒602-8570
京都市上京区下立売通新町西入ル藪ノ内町
電話 075-414-5433